

株式会社 J-オイルミルズ 自主行動計画

経済産業省、農林水産省、国土交通省の連名による「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」を踏まえ、当社としての「物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画」を以下の通り策定する。

1. 発荷主・着荷主に共通する取組事項

(1) 実施する事項

■ 物流業務の効率化・合理化

① 荷待ち時間・荷役作業等にかかる時間の把握

入出荷に係るトラックの入退場時刻、荷役作業時間、附帯作業時間について、トラック予約システムの導入を図ることにより、荷待ち時間及び荷役作業等（荷積み・荷卸し・附帯業務）にかかる時間を把握します。

※荷待ち時間とは、集貨又は配達を行った地点（集貨地点等）における到着日時から出発日時までの時間のうち、荷役作業（荷積み、荷卸し、附帯業務等）及び休憩に係る時間を控除した時間（待機時間）のこと。

※附帯業務とは、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務をいう。

② 荷待ち・荷役作業等時間「2時間以内ルール」に向けた活動

事業及び商品形態により荷待ち、荷役作業等に違いがある事から、①で掲げた様に、先ず現状の実態把握に努める事から着手します。現状の実態把握の進行に合わせ発生時間の短縮に努める事とします。短縮目標時間については実状及び「取組に関するガイドライン」を考慮し努めるものとします。

また、物流事業者が貨物自動車運送事業法等の関係法令及び法令に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮を行います。

③ 物流管理統括者の選定

物流の適正化・生産性向上の取組を総合的に実施するため、入出荷に係る物流業務の実施を統括管理する役員を選任します。発荷主及び着荷主事業者としての物流管理統括者は、入出荷における物流の適正化・生産性向上のための責任者として、必要な取組を推進します。

④ 物流の改善提案と協力

商取引契約において、物流事業者に過度な負担をかけているものがないか検証します。また、取引先や物流事業者から、物流の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案を行います。

■ 運送契約の適正化

⑤ 運送契約の書面化

運送契約は書面又はメール等の電磁的方法を原則とします。

⑥ 荷役作業等に係る対価

事業及び商品形態により荷役作業等に違いがある事を念頭に置き、運転者が行う附帯作業等の料金を明確化し、

物流事業者に対し当該附帯作業等に係る適正な料金を対価として支払うよう努めます。

また、自ら運送契約を行わない荷主事業者においても、取引先から運送契約において定められた附帯作業等を確認し、発・着荷主事業者間で料金を支払う者を明確化し、当該者から取引先又は物流事業者に対して別途対価を支払うよう努めます。

⑦ 運賃と料金の別建て契約

運送契約を締結する場合には、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」を別建てで契約することを原則とします。

⑧ 燃料サーチャージの導入・燃料費等の変動分の価格への反映

物流事業者から燃料サーチャージの導入について相談があった場合及び燃料費等の変動分や高速道路料金等の実費を運賃・料金に反映することを求められた場合には協議に応じたうえで、変動分を運賃・料金に反映するよう努めます。

⑨ 下請取引の適正化

運送契約の相手方の物流事業者（元請事業者）に対し、下請に出す場合、⑤から⑧までについて対応することを求めるとともに、多重下請構造が適正な運賃・料金の収受を妨げる一因となることから、特段の事情なく多重下請による運送が発生しないよう留意します。

■ 輸送・荷役作業等の安全の確保

⑩ 異常気象時等の運行の中止・中断等

台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼を行いません。また、運転者等の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重します。

（２）実施に努める事項

■ 物流業務の効率化・合理化

① 予約受付システムの導入

入出荷に係るトラックの予約受付システムの導入を図り、荷待ち時間の短縮に向けて検討します。

② パレット等の活用

パレット等を活用し、荷役時間等の削減を推進します。原則、レンタルパレットを活用し、本来の目的以外で使用せず使用後は所有者等へ適切に返却します。

③ 入出荷業務の効率化に資する機材等の配置

指定時間に着車したトラックにおいて、フォークリフト作業員待ち等の荷待ち時間が発生しないよう、適正な数の荷役バス、フォークリフトやフォークリフト作業員等、荷役に必要な機材・人員を配置するよう努めます。また、入出荷業務の効率化を進めるためデジタル化・自動化・機械化に取り組みます。

④ 検品の効率化・検品水準の適正化

検品方法（納品伝票の電子化、事前出荷情報の送付等の活用による検品レス化、事後検品化等）や返品条件（輸送用の外装段ボールの汚れ、擦り傷があっても販売する商品に影響がなければ返品しない）等の検品の効率化・検品の適正化を推進し、返品に伴う輸送や検品に伴う拘束時間の削減を推進します。

⑤ 物流システムや資機材（パレット等）の標準化

物流に係るデータ・システムの仕様やパレットの規格等について標準化を推進します。また、取引先や物流事業者からデータ・システムの仕様やパレットの規格等の標準化について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案を行います。

⑥ 輸送方法・輸送場所の変更による輸送距離の短縮

トラック輸送の輸送距離を短縮し、トラック運転者の拘束時間を削減するため、長距離輸送におけるモーダルシフト、幹線輸送部分と集荷配送部分の分離、集荷先・配送先の集約等を検討します。

⑦ 共同輸配送の推進等による積載率の向上

貨物の輸送単位が小さい場合には、取引先へ発注数量の改善や他の荷主事業者との連携や物流事業者への積合せ輸送の実施により、積載率の向上に努めます。

■ 運送契約の適正化

⑧ 物流事業者との協議

運賃と料金を含む運送契約の条件に関して、物流事業者に対して積極的に協議の場を設けます。

⑨ 高速道路の利用

トラック運転者の拘束時間を削減するため、高速道路の利用については推進します。また、物流事業者から高速道路の利用と料金の負担について相談があった場合は、協議に応じ対価を支払うよう努めます。

⑩ 運送契約の相手方の選定

契約する物流事業者を選定する場合には、関係法令の遵守状況を考慮するとともに、働き方改革や輸送の安全性の向上等に取り組む物流事業者を積極的に活用します。

■ 輸送・荷役作業等の安全の確保

⑪ 荷役作業時の安全対策

荷役作業を行う場合には、労働災害の発生を防止するように働きかけます。

2. 発荷主事業者としての取組事項

（1）実施する事項

■ 物流業務の効率化・合理化

① 出荷に合わせた生産・荷造り等

出荷時の順序や荷姿を想定した生産・荷造り等を行い、荷役時間の短縮に努めます。

② 運送を考慮した出荷予定時刻の設定

トラック運転者が輸配送先までの適切な運行スケジュールが組めるよう、物流事業者と協議して必要な取組を講じていきます。

（２）実施に努める事項

■ 物流業務の効率化・合理化

① 出荷情報等の事前提供

貨物を発送する場合に、物流事業者の準備時間を確保するため、出荷情報を早期に提供します。可能な限り出荷の前日以前に出荷オーダーの提供を行います。

② 発荷主事業者側の施設の改善

荷待ち・荷役作業等の時間の削減に資するよう、倉庫等の物流施設の集約、新設・増設、レイアウト変更等、必要な改善に努めます。

③ 混雑時を避けた出荷

混雑時間帯を避け、物流事業者と協議の上、出荷時間の分散化に努めます。

④ 発送量の適正化

荷待ち時間を削減するとともに運行効率を向上させるため、日内波動（例、朝納品の集中）や曜日波動、月波動などの繁閑差の平準化や、隔日配送化、定曜日配送化等の納品日の集約等を通じて発送量の適正化に努めます。

３．着荷主事業者としての取組事項

（１）実施する事項

■ 物流業務の効率化・合理化

① 納品リードタイムの確保

発荷主事業者や物流事業者の準備時間を確保し、輸送手段の選択肢を増やすために、発注から納品までの納品リードタイムを十分に確保するように努めます。

（２）実施に努める事項

■ 物流業務の効率化・合理化

① 発注の適正化

荷待ち時間を削減するとともに運行効率を向上させるため、日内波動（例、朝納品の集中）や曜日波動、月波動などの繁閑差の平準化や、適正量の在庫保有、発注の大ロット化等を通じて発注の適正化に努めます。

② 着荷主事業者側の施設の改善

倉庫等の物流施設の集約、新設・増設、レイアウト変更等を行い、荷待ち・荷役作業等の時間の削減に努めます。

③ 混雑時を避けた納品

混雑時間帯を避け、取引先及び物流事業者と協議の上、納品時間の分散化に努めます。

以上